

生前事務委任契約公正証書

委任者_____（ここにあなたの名前が入ります）_____（以下「甲」という）、及び受任者特定非営利活動法人リサシステム（主たる事務所の所在地・東京都豊島区巣鴨5丁目3番37号、代表理事杉山歩、以下「乙」という）との間で、次の通り契約を締結した。

第1条（委任契約の締結）

1. 甲は乙に対し、(年号)〇〇年〇〇月〇〇日、甲のために後記生前事務目録記載の事務（以下「本件委任事務」という。）を委任し、乙はこれを受任した。
2. 甲と乙は、双方の合意により、本件委任事務の範囲を将来に向かって変更することができる。

第2条（監督機関の確認）

甲及び乙は、特定非営利活動法人日本生前契約等決済機構（主たる事務所の所在地：東京都千代田区麹町4丁目5番10号麹町アネックスビル201号。以下「決済機構」という。）が、本件委任事務の履行状況及び乙による甲のための金銭支出状況の監督並びに甲が決済機構に預託した金員の管理を行うことを承諾する。

第3条（委任事務の履行）

乙は、甲から本件委任事務の履行を求められたときは、速やかにこれを行うものとする。但し、甲はその都度、事務ごとに所定の事務手数料を添えて、別に定める書面による申し込みをしなければならない。なお、甲が危急な状況にある場合の他、甲にとって必要と乙が認めた場合は、甲による書面の申し込みがない場合でも、乙は委任事務の履行をすることができる。

第4条（履行に要する費用）

1. 乙は、本件委任事務の履行に要する費用（経費、報酬などを含み、別途定めるものとする）の支払いを受けることができる。
2. 甲は前項の費用を、原則として本件委任事務履行の都度支払うものとする。

第5条（預託金）

1. 甲は、前条掲記の債務を履行するための担保として、決済機構に対し別途定める金員を預託する。
2. 乙は、甲が危急の状況等によりその都度支払いが不可能な場合は、決済機構から前項の預託金中より、委任事務履行の都度支払いを受けることができる。この場合、甲は、乙及び決済機構からの通知を受けたときは、速やかに前項の預託金を別途定める最低限度額まで回復させなければならない。

第6条（委任事務履行の拒絶）

乙は、甲の預託金が存しないときは、乙の本件委任事務の履行を拒むことができる。また、預託金に比して本件委任事務の履行に高額な費用を要する場合も同様とする。

第7条（契約解除）

1. 甲の判断能力が著しく低下したと、乙及び決済機構が判断した場合、甲は速やかに乙の指示に従い、医師の診断等を受けるものとする。甲がこれを拒むときは、乙は本契約を解除することができる。
2. 甲が自己及び他人の生命、財産等に危害をおよぼし又は危害をおよぼす恐れがあると、乙及び決済機構が判断した場合、乙は甲の保護およびその行為の制止等の措置をとることができる。甲がこれを拒むときは、乙は本契約を解除することができる。

第8条（契約の終了）

1. 本契約は、次の場合に終了する。
 - (1) 甲が死亡したとき
 - (2) 甲又は乙が破産手続開始の決定を受けたとき
 - (3) 甲が後見開始の審判を受けたとき
2. 別途締結した任意後見契約による任意後見監督人が選任された際は、任意後見契約における代理権目録と重複している本件委任事務は消滅する。

第9条（預託金の扱い）

1. 本契約が終了したとき、乙は残余の預託金を直ちに甲に返還する手続を行うものとする。
2. 本契約が甲の死亡により終了した場合で、甲乙間で別途死後事務に関する生前契約を締結していた場合は、残余の預託金を右契約による支払い原資に合算することとする。
3. 別途締結した任意後見契約による任意後見監督人が選任された際は、残余の預託金を任意後見人の管理すべき財産に繰り入れることとする。

生前事務目録

第Ⅰ．生活・療養看護

1. 事理の弁識を欠く状況に至った際の医療上の判断
2. 日常生活支援
3. 介護保険契約の締結、変更、解除等の代理及び立会
4. 介護保険を含む公的社会福祉サービス受給手続きの代理・代行、サービス履行の監督、助言、立会等の支援
5. 医療受診契約に関する代理、支援
6. 生活、療養看護等に係る費用の支払
7. その他

第Ⅱ．財産管理

1. 金融取引の代理・代行
2. 不動産の維持、管理
3. ローン、クレジット等債務弁済の代行
4. 配偶者、子および親など親族の法定後見（補助・保佐・後見）開始の審判申立てに関する事項
5. その他

第Ⅲ．その他の生活支援業務

1. 医療機関への入院契約の代理・代行並びに身元引受保証
2. 賃貸住宅等への入居契約の代理・代行並びに身元引受保証
3. 老人ホーム等居住型施設への入居契約の代理・代行並びに身元引受保証
4. 医療上の判断を伴う手術承諾等の代理
5. 就職の際の身元引受保証
6. 国内・海外旅行の際の身元引受保証並びに各種損害保険金の請求並びに受領の代理・代行
7. 緊急時連絡場所指定の受託
8. 緊急を要する場合の居宅等への立入り並びにその管理事務
9. その他

契約年月日

委任者（甲） 住 所
氏 名 **（見本）** 印
生年月日

受任者（乙） 東京都豊島区巣鴨5丁目3番37号
特定非営利活動法人リサシステム
代表理事 杉山 歩 印